

## 【保証委託契約内容事前説明書】及び【個人情報の取扱に関する条項】の同意書

## お申込者様ご確認欄

## お申込者様ご確認欄

代理店コード	代理店名	御担当者様	利用商品
181927	不動産エージェント(株)	南雲美穂	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

※太枠部分は代理店様ご記入欄

## 保証委託契約内容事前説明書

この度は、エルズサポート株式会社(以下「当社」という)の保証サービスをご利用いただき、誠に有難うございます。  
以下は、保証委託契約内容に関する大切なご案内です。各項目をお読みいただいたうえで、ご署名をお願い致します。  
※太枠部分は代理店様ご記入欄

1 保証委託料		
初回保証委託料	月額賃料(賃料、共益費、駐車場代、その他固定費等の合計) <b>100</b>	% = 円
年間保証委託料 分割保証委託料	<b>12</b> ヶ月 毎に	円

2 その他費用(必要に応じて記入下さい)		
		円
		円
		円

## 3 家賃債務保証委託先について

社名：エルズサポート株式会社  
【家賃債務保証業者登録 国土交通大臣(2)第18号(登録年月日:2022年12月21日)]  
住所：〒164-0001 東京都中野区中野2-24-11 住友不動産中野駅前ビル19階  
電話：0120-663-220(お客様相談窓口)

## 4 保証委託契約の保証内容(範囲)と保証金額について

本保証委託契約は賃料滞納時の保険ではありません。滞納時にも賃料支払義務は当然に発生します。  
保証会社は、お客様の債務となる賃料等(申込書記載の月額請求合計)及び変動費、または賃貸借契約が解除された場合に生じる明渡しまでの賃料等相当損害金、訴訟その他の法的手続き費用などについて、お客様が万一お支払い出来ない場合に、保証会社が保証し、お客様に代わり賃貸人様にお支払いします。但し、滞納状況に応じて保証会社からの支払を停止する場合があります。また、保証対象債務の上限金額は物件用途が住居・事業用の場合は月額賃料の24ヶ月分、駐車場の場合は月額賃料の12ヶ月分に相当する金額となります。なお、上記の債務については保証会社が一時的に支払を行いますが、最終的にはお客様の債務としてお支払い頂くことになります。

## 5 保証委託契約の保証期間について

保証委託契約は、お客様より保証会社が受領した保証委託契約書または保証委託契約書頭書記載の保証委託契約締結日と賃貸借契約始期日のうち遅いほうの日より開始となり、賃貸物件の明渡しによって終了となります。

## 6 保証委託契約の料金について

お客様には、契約時の保証委託料として、保証委託契約書または本頭書記載の初回保証委託料をお支払頂きます。  
以後、(年間)保証委託料として、保証委託契約書または本頭書記載の年間保証委託料を1年経過月の前月末日までに(分割保証委託料の場合は毎月の賃料等とあわせて)頂戴します。なお、契約締結後は契約期間中に解約等が発生した場合においても、お支払いされた保証委託料の返還はありません。

## 7 求償債務の範囲と求償権の行使について

お客様が賃料等の滞納等を発生させたことにより、賃貸借契約の金銭支払債務を保証会社が保証した場合、保証発生後、保証会社が賃貸人様(物件オーナー様、不動産会社様)に代わり、お客様に対してご請求を行うことになります。(これを求償権の行使といいます)。また、求償権行使するにあたり、訴訟および法的な手続きが発生した場合の費用も、お客様にご請求をさせて頂きます。なお、お支払いについて、保証会社の定めた期日にお支払い頂けない場合、遅延損害金として、年14.6%の金額を加算してお支払い頂くことになりますので、くれぐれもご注意下さい。

## 8 事前求償の内容について

お客様が賃料等の支払期日を超過した場合、保証会社はお客様、及び連帯保証人に對し事前に求償権行使する場合があります。

## 9 督促及び建物への立ち入りについて

お客様が賃料等の滞納等を発生させた場合、保証会社の指定する方法に従い、賃料等に加えて本頭書記載の再請求事務手数料ならびに本頭書記載の手数料が発生します。  
また、以下の措置を取らせていただくことがありますので予めご認識ください。

- ・求償権(事前の求償権を含む)に基づき保証会社が電話、郵送、訪問等の手段により請求業務を行ないます。
- ・お客様の勤務先または緊急連絡先に問い合わせたうえで、連絡がつかない場合は所在や連絡方法が把握できない場合、賃貸人等の了解を得たうえで、保証会社の担当者が物件の使用状況を確認するため物件の敷地・集合住宅等の場合は共同使用部分へ立ち入ることを承諾して頂きます。
- ・法令上認められている場合、賃借人について身体の異常その他緊急の事態が発生した可能性がある場合その他正當な理由がある場合には、賃貸人等の了承を得たうえで、保証会社の担当者が本物件に立ち入ることを承諾して頂きます。
- ・お客様は、賃貸人様がお客様から得た情報を保証会社に提供すること、及び保証会社がお客様から得た情報を賃貸人様に提供することについて預め承諾頂きます。

## 10 残置物の移管等について

賃貸借契約終了後に本物件に残置物(車両を含む)がある場合において、お客様は、当該残置物の所有権を放棄し、賃貸人等、保証会社その他の第三者が当該残置物を搬出せざることによる異議を申し立てないものとします。物件から搬出された残置物を保証会社が保管する場合、保管開始後1ヵ月以上経過したときは、保証会社は賃借人に事前に通知することなく、保管する残置物を廃棄することができるものとします。これらの作業にかかる一切の費用はお客様の負担とします。また、お客様は、当該残置物の移管等が行われたことを理由として、保証会社に対して支払うべき金額の支払い義務を拒むことはできません。

## 11 口座残高が支払準備金(賃料等)に満たない場合について

万が一お客様の指定口座の残高不足により、口座振替ができなかったときは、直ちに保証会社が指定する口座へ賃料等を全額振込み頂きます。

## 12 特約について

特約(備考)欄に記載事項がある場合は、前項目に優先されますので、必ずご確認くださいようお願いします。

## 【個人情報の取扱に関する条項】の同意書

202408-02

## お申込者様ご確認欄

## &lt;加盟信用情報機関&gt;

○名 称: 株式会社日本信用情報機構(略称JICC)

所 在 地: 〒110-0014 東京都台東区北上野一丁目10番14号 住友不動産上野ビル5号館

電話番号: 0570-055-955

U R L: https://www.jicc.co.jp/

## &lt;提携信用情報機関&gt;

○名 称: 全国銀行個人信用情報センター

所 在 地: 〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1

電話番号: 03-3214-5020

U R L: https://www.zenginkyo.or.jp/pcc/

○名 称: 株式会社シーアイシー

所 在 地: 〒160-8375 東京都新宿区西新宿一丁目23-7 新宿ファーストエスト15階

電話番号: 010-810-414

U R L: https://www.cic.co.jp/

&lt;加盟信用情報機関に、当該機関より定められた情報(下表の「登録情報」記載の情報、その履歴を含む)が下表に定める期間登録されることで、当該機関及び提携信用情報機関の加盟会員にこれら登録に係る情報が提出され、申込者等の返済または支払能力に関する調査のために利用されることに同意します。

③当社が、加盟信用情報機関から電話連絡状況履歴(全国の固定電話及び携帯電話の接続状況調査結果の履歴で、調査年月日、電話接続状況、移転先電話番号等)の提供を受け、契約者及び保証人本人が識別される個人データとして取得し、保証会社が申込者等の返済または支払能力の調査のために使用します。

④契約者及び保証人は、加盟信用情報機関に係る開示請求又は当該個人情報に係る開示請求又は当該個人情報に誤りがある場合の訂正、削除等の申立を、加盟信用情報機関が定める手続きによって行うことができます。

第8条(個人情報の保証会社への提供)

申込者等は、申込者、連帯保証人予定者、賃借人、連帯保証人、賃貸人、管理会社、仲介会社又は緊急連絡先及び同居人等の申込者等の関係者が、申込者等の個人情報を、第3条記載の利用目的のために保証会社に提出するに同意します。

第9条(開示等の請求)

①保証会社は、申込者本人又はその代理人様から、保証会社が保有する保有個人データに関して利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加又は削除、消去及び第三者への提供の停止、第三者提供記録の開示(以下、「開示等の請求」という)を請求された場合には、遅滞なくこれに応じます。

②開示等の請求をご希望の方は保証会社ホームページ(http://www.ls-support.co.jp/)を参照いただき、お問い合わせ窓口までご連絡ください。

第10条(個人情報の正確性)

保証会社は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めます。ただし、保証委託契約又は賃貸保証契約の申込又は賃貸時においてご提供いただいた個人情報が正確かで最新であることを確認して頂く場合は、申込者等が責任を負うものとします。

第11条(必要情報の提出)

保証会社は、申込者等から提供を受けた個人情報にに基づき保証委託契約及び賃貸保証契約の締結可否の判断を行ないます。ただし、保証委託契約又は賃貸保証契約の申込又は賃貸時においてご提供いただいた個人情報が正確かで最新であることを確認して頂く場合は、申込者等が責任を負うものとします。

第12条(個人情報の提供)

保証会社は、申込者等が個人情報を以下の第三者に提供することに同意します。

①第3条記載の利用目的の達成のため、申込者、連帯保証人予定者、賃借人、連帯保証人、賃貸人、管理会社、緊急連絡先若しくは同居人等の申込者等の関係者が、その他の第三者に第三者に提供することに同意します。

a)法令に基づく場合

b)人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

c)公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

d)国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

e)申込者等は、保証会社が申込者等の個人情報を以下の第三者に提供することに同意します。

②第3条記載の利用目的の達成のため、申込者、連帯保証人予定者、賃借人、連帯保証人、賃貸人、管理会社、緊急連絡先若しくは同居人等の申込者等の関係者が、その他の第三者に第三者に提供することに同意します。

i)その他の申込者等が第三者に不利益を及ぼすと保証会社が判断した場合に当該第三者にに対し提供することに同意します。

ii)保証商品、各種サービスの案内・提供のため、氏名、性別、生年月日、住所、電話番号その他保証会社が申込者等より取得した個人情報・式を、保証会社、取扱代理店又は提携会社に提供することに同意します。

③保証会社が個人情報を第三者へ提供する手段又は方法は、システムへの入力、ファイルサーバによる受け渡し、メール、郵送等です。

第6条(第三者の範囲)

以下の場合、個人情報の提供を受ける者は、第三者に該当しないものとします。

①保証会社が利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取り扱いについては保証会社が責任を負います。

②合併等の他の事由による事業の承継に伴って個人情報が提供される場合。

③保証会社が個人情報を第三者へ提供する手段又は方法は、システムへの入力、ファイルサーバによる受け渡し、メール、郵送等です。

第7条(個人情報の保護)

①保証会社は、その管轄下にある個人情報の紛失、誤用及び改変を防止するために、適切なセキュリティ対策の実施に努めます。

②保証会社は、保有する個人情報について権限を持つ利用者のみがアクセスできる安全な環境下に保管するよう努めます。

第13条(審査結果)

申込者等は、保証会社の審査結果の内容について異議を申し立てないことに同意します。なお、保証会社は、審査結果に開示する判定理由は開示しません。また、保証会社は、法令に定められた訂正等、利用停止等の場合、及び第8条に定められた請求による除外を除いて個人情報を引き返すことを除く場合に限り、保証会社は、申込者等のを除く個人情報を提出することに同意します。

第14条(個人情報の外部委託)

①保証会社は、申込者等による個人情報の保護、誤用、誤記及び改変を防止するために、適切なセキュリティ対策の実施に努めます。

②保証会社は、保有する個人情報について権限を持つ利用者のみがアクセスできる安全な環境下に保管するよう努めます。

第15条(個人情報取扱いの外部委託)

①保証会社は、申込者等による個人情報の保護、誤用、誤記及び改変を防止するために、適切なセキュリティ対策の実施に努めます。

②当該外国の名称: 中華人民共和国

③当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報: 中華人民共和国個人情報保護法

④当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報: PIPA(Personal information protection assessment)マークを取得・更新し、当該認証に適合した個人情報保護マネジメントシステムを構築・運用しています。